平成２３年（フ）第１５７号
愛媛県西条市大町335番地３
債務者　能瀬　　明
１　決定年月日時　平成23年11月16日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年１月16日まで
松山地方裁判所西条支部

平成２３年（フ）第３７７号
高知県土佐市塚地563番地
債務者　土居留美子
１　決定年月日時　平成23年11月16日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年１月16日まで
高知地方裁判所破産係

平成２３年（フ）第４０号
高知市南万々17番地３山本マンション202、申立時の住所高知県安芸郡芸西村和食甲4647―36
債務者　久保浦初子
１　決定年月日時　平成23年11月16日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年１月16日まで
高知地方裁判所安芸支部破産係

平成２３年（フ）第５５号
高知県室戸市佐喜浜町1276番地
債務者　田村　　聖
１　決定年月日時　平成23年11月16日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年１月16日まで
高知地方裁判所安芸支部破産係

平成２３年（フ）第２４２号
福岡県久留米市三潴町田川2440番地８、前住所福岡県久留米市野中町1485番地１　プロムナード野中Ａ棟120号
債務者　山脇ペイントこと　山脇健一郎
１　決定年月日時　平成23年11月15日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年１月16日まで
福岡地方裁判所久留米支部

平成２３年（フ）第３０３号
福岡県久留米市南３丁目17番24号　末広アパート25号
債務者　猪熊　秀利
１　決定年月日時　平成23年11月16日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年１月16日まで
福岡地方裁判所久留米支部

平成２３年（フ）第３３３号
福岡県久留米市高良内町2884番地５　ラミアカーメラドゥエ101号
債務者　大塚　桂子
１　決定年月日時　平成23年11月16日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年１月16日まで
福岡地方裁判所久留米支部

平成２３年（フ）第４１２号
宮崎市大字小松3273　ルミナス小松305巣山方、住民票上の住所宮崎市大字恒久1224番地１　Ｆｒｅｓｉｄｅｎｃｅ301号
債務者　野上　鉄平
１　決定年月日時　平成23年11月15日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年１月16日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２３年（フ）第４４３号
宮崎市清武町加納乙333番地18
債務者　瀧口　忠彦
１　決定年月日時　平成23年11月15日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年１月16日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２３年（フ）第３２号
宮崎県日南市吾田東11丁目７番25号
債務者　坂田　和子
１　決定年月日時　平成23年11月16日午後２時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年１月16日まで
宮崎地方裁判所日南支部破産係

平成２３年（フ）第４８号
宮崎県日南市南郷町中村甲2174番地12
債務者　中村　聖一
１　決定年月日時　平成23年11月15日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年１月16日まで
宮崎地方裁判所日南支部破産係

平成２３年（フ）第１０４号
茨城県鹿嶋市大字武井280番地１
債務者　戸村　和枝
１　決定年月日時　平成23年11月15日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年１月17日まで
水戸地方裁判所麻生支部

平成２３年（フ）第１０６号
茨城県神栖市土合西１丁目５番９号
債務者　川村　正吾
１　決定年月日時　平成23年11月15日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年１月17日まで
水戸地方裁判所麻生支部

平成２３年（フ）第１０８号
茨城県鹿嶋市大字下塙1339番地７　辻田荘
債務者　伊藤　春幸
１　決定年月日時　平成23年11月15日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年１月17日まで
水戸地方裁判所麻生支部

平成２３年（フ）第１２３号
石川県能美市大浜町マ173番地５、従前の住所石川県鳳珠郡能登町字宇出津ト字35番地３
債務者　川口　張子
１　決定年月日時　平成23年11月16日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年１月17日まで
金沢地方裁判所小松支部

平成２３年（フ）第５７号
福井県敦賀市開町16番４―104号
債務者　中川　陽一
１　決定年月日時　平成23年11月16日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年１月17日まで
福井地方裁判所敦賀支部

平成２３年（フ）第１３９号
長野県上田市常田３丁目15番58号　ＴＯＳＨＩビル204号
債務者　清水　澄男
１　決定年月日時　平成23年11月16日午前９時30分
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年１月17日まで
長野地方裁判所上田支部